

止水板設置工事等の 浸水対策費用を 助成します



【止水板 イメージ図】

<補助対象者>

- ①市内の住宅を所有し、居住する方
- ②市内の空き家住宅を取得し、居住しようとする方
※工事完了後に空き家住宅へ異動することが条件となります。
- ③市内の小規模建築物（1階部分の床面積が100㎡未満）を所有し、利用する方
①～③のいずれかに該当し、市税の滞納がなく、同居する方を含め暴力団関係者でない方

<対象建築物>

下関市内で過去に浸水被害が発生した区域又は浸水想定区域内の住宅等
※浸水想定区域については洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域です。詳しくは各種ハザードマップをご確認ください。

<対象事業>

- ①住宅等のかさ上げ工事（高基礎・盛土）
- ②曳家（ひきや）工事
- ③止水板購入・設置工事



<補助金額>

購入・工事の費用に2分の1を乗じた額で、**最大30万円**

<受付期間>

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

<申請にあたっての注意>

- ・交付申請の結果通知前に工事に着手（契約）をすると助成の対象外となります。
- ・令和5年3月20日（月）までに工事を完了し、市に完了報告書を提出していただきます。

諸条件等詳細は

[下関市建設部住宅政策課](#) TEL：083-231-1941

までお問い合わせください。

